

令和3年度第2回小平市入札等監視委員会（WEB会議）次第

1 課長挨拶、事務局職員紹介

2 抽出案件の審議

(1) 総合評価方式案件

- ① 小平市庁舎総合管理業務委託
- ② 大沼町1丁目2～7番先雨水管渠築造工事
- ③ 大沼町4丁目28番先雨水管渠築造工事
- ④ 小平市立小平第八小学校大規模改修工事（Ⅱ期工事）

(2) 委員抽出案件

- ① 小平市立小平第八小学校増築校舍賃貸借(池畑副委員長・木内委員抽出案件)
- ② 小平市立花小金井武道館解体工事(小口委員長抽出案件)
- ③ 小川駅西口地下自転車駐車場施工計画検討等業務委託(小口委員長抽出案件)
- ④ 用水路環境整備業務委託(池畑副委員長抽出案件)
- ⑤ 小平市立小平第十三小学校給食調理業務委託(木内委員抽出案件)

3 閉会

資料

- 資料1 審議案件の工事・業務内容等について
- 資料2 各委員からの質問事項への回答

審議案件の工事・業務内容等について

1 総合評価方式案件

- | | | |
|-----|--------------------------|----------|
| (1) | 小平市庁舎総合管理業務委託 | 1 |
| (2) | 大沼町1丁目2～7番先雨水管渠築造工事 | 7 |
| (3) | 大沼町4丁目28番先雨水管渠築造工事 | 11 |
| (4) | 小平市立小平第八小学校大規模改修工事（Ⅱ期工事） | 15 |

2 賃貸借・工事・業務委託契約案件

- | | | |
|-----|--------------------------|----------|
| (1) | 小平市小平第八小学校増築校舎賃貸借 | 20 |
| (2) | 小平市立花小金井武道館解体工事 | 20 |
| (3) | 小川駅西口地下自転車駐車場施工計画検討等業務委託 | 20 |
| (4) | 用水路環境整備業務委託 | 20 |
| (5) | 小平市立小平第十三小学校給食調理業務委託 | 20 |

1 総合評価方式案件

(1) 小平市庁舎総合管理業務委託

<目的>

建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な住環境（執務環境）を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資することを目的とする。

1 履行場所 小平市小川町2丁目1, 333番地

2 業務内容

(1) 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(2) 業務内容

- ① 清掃業務
- ② 空調設備運転業務
- ③ 電気設備運転業務
- ④ 監視制御設備運転業務
- ⑤ 環境衛生調査測定業務
- ⑥ 水質検査業務
- ⑦ レジオネラ菌検査業務
- ⑧ 雨水濾過装置維持管理業務
- ⑨ 消防・防災設備等保守点検業務
- ⑩ 消防用設備等監視業務
- ⑪ 庁舎警備業務

落札者決定基準

(1) 評価基準

評価項目		評価基準	基準		
企業の技術力	実績	委託実績 (過去3年間、 市内業者は7年間)	(※1)同種かつ同規模以上の委託実績あり	5	
			同種かつ1/2以上の委託実績あり	3	
			同種かつ1/2以上の委託実績なし	0	
	行 適 の 正 確 な 保 履	作業計画の作成	作業マニュアル等の作成状況を評価する。	5	
		研修制度	研修の実施状況又は研修計画を評価する。	5	
		自主検査体制	自主検査体制を評価する。	5	
		緊急時対応	緊急時のフォロー体制を評価する。	5	
品質	品質管理 (ISO9001の取得)	登録後3年以上経過	5		
		登録済み	3		
		未登録	0		
企業の技術力最高点(A)			30		
企業の信頼性・社会性	地域 密 着 度	営業所の所在地 (本市内の本店・支店・営業所の有無)	あり	1	
			なし	0	
		a又はb	a 市民雇用率	当該業務において労働者の20%以上が市民	1
			b 社員の新規雇用	市民又は市内大学等に通う学生の雇用	1
	り 格 差 是 正 へ の 取 組 み	支払賃金 (※国の定める最低賃金以上の額) (※2)	別に定める当該業務の標準的な賃金と認められる額以上	5	
			別に定める当該業務の標準的な賃金と認められる額の90%以上	4	
			別に定める当該業務の標準的な賃金と認められる額の80%以上	3	
			上記要件を満たしていない	0	
	環 境 配 慮	・ISO14001の取得又は ・エコアクション21等への登録 ・事業所に自家消費用の太陽光発電設備を設置	2つ以上該当	2	
			1つ該当	1	
			該当なし	0	
	社 会 貢 献	障がい者雇用の取り組み (3年以上の雇用) ※法の適用利率による	重度身体障害者2名以上(肢体・体幹不自由は1名以上)又は知的障害者若しくは精神障害者1名以上の雇用(法適用:2.5%以上かつ重度身体障害者2名以上(肢体・体幹不自由1名以上)又は知的障害者若しくは精神障害者1名以上)	2	
			重度身体障害者1名(法適用:2.5%以上かつ重度身体障害者1名)	1	
			雇用なし	0	
		障 害 者 就 労 施 設 等 か ら の 調 達 の 実 績	あり	1	
なし			0		
・男女共同参画の推進 (育児・介護休業制度等の実績の有無) ・母子家庭等の継続雇用の実績		2つ以上の施策の取得実績あり	2		
		1つの施策の取得実績あり	1		
		なし	0		
	女性活躍推進法に基づく認定取得等(義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出)の有無	あり	1		
高 齢 者 雇 用 の 有 無 (3年以上の雇用)(※3)	なし	0			
	5人以上の雇用	2			
	2人以上雇用	1			
地 域 貢 献	・本市との災害時の応援等に係る協定等の有無 ・災害協定に基づく災害活動等の実績の有無 (総合防災訓練の参加を含む) ・被災者雇用(※4) (東日本大震災以降で災害救助法の適用を受けた災害の被災者の雇用)	2つ以上該当	2		
		1つ該当	1		
		該当なし	0		
	・小平市内におけるボランティア活動の実績 (3年以上継続的に行っていること)(※5) ・地域社会への貢献活動	1つ以上該当	1		
		該当なし	0		
企業の信頼性・社会性最高点(B)			20		
合計最高点(A+B)			50		

※1 同種業務とは、建物管理業務をいい、詳細は別紙1のとおりとする。
(仕様に建物清掃、電気・暖冷房等設備保守、警備・受付等の業務を含むこと。)

※2 当該業務の標準的な賃金と認められる額は、別紙2のとおりとする。

※3 65歳から3年を経過し、継続して現在も雇用している高齢者をいう。

※4 震災により離職された方、被災した新卒者で内定取消などにより求職中の方を対象とする。また、雇用期間は継続して6か月以上を予定していることとする。(短時間労働を含む)

※5 東日本大震災の被災者支援についての実績を含む。また、国、都、小平市等が推奨する社会貢献の取り組みを含む(例:総務省による消防団協力事業所表示制度、法務省による保護観察者等協力雇用主制度、東京都による自主的緑化事業など)。

(2)評価方法

価格点と技術点を合計した評価値が、最も高い者を落札者とします。

$$\boxed{\text{評価値} = \text{価格点} + \text{技術(品質)点}}$$

◎価格の算出方法

$$50 \text{点} \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{失格基準}} + \frac{\text{失格基準}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

◎技術(品質)点の算出方法

$$50 \text{点} \times \frac{\text{評価項目の合計獲得点}}{\text{評価項目の最高獲得可能点(満点)}}$$

※ 価格点及び技術点は小数点以下第3位を四捨五入し、小数第2位までの値とする。

同種業務の実績評価について（小平市庁舎総合管理業務委託）

◎以下を全て満たす場合に、5点もしくは3点を加点する。

（1）加点基準

業務内容	実績額	実績額
清掃業務	4,200万円以上	2,100万円以上
電気・暖冷房等設備保守業務	2,100万円以上	1,050万円以上
警備業務	800万円以上	400万円以上
点数	5	3

- ※ 加点対象契約は、1つの契約に上記全ての業務内容を含むものとする。
- ※ 実績額は税抜での額とする。
- ※ 1つでも実績額を満たしていない業務がある場合には加点しない。
- ※ 長期継続契約については、1年あたりの実績額に換算する。

（2）提出書類

- ① 平成30年2月1日以降に契約締結もしくは履行が完了した建物管理業務に関する契約書の写し、及びその内容が確認できる仕様書の該当部分の写し。ただし、小平市内に本社または営業所等を有する者については平成26年2月1日以降に契約締結もしくは履行が完了した建物管理業務に関する契約書の写し、及びその内容が確認できる仕様書の該当部分の写し。
- ② ①に関する清掃業務、電気・暖冷房等設備保守業務、警備業務、それぞれの業務ごとの実績額が分かる内訳書。なお、内訳書は、以下の書式を満たせば様式は問わない。
 - ア 宛先を小平市長小林正則とすること
 - イ 業者名、代表者名を記載の上、契約に使用する際の印鑑を捺印すること
 - ウ 清掃業務、電気・暖冷房等設備保守業務、警備業務の金額

支払賃金基準について（小平市庁舎総合管理業務委託）

◎支払賃金は、以下の業務ごとに、受注者が労働者に支払う賃金の総額のうち、1時間の賃金（時給）に換算した額とする。

◎該当する以下の支払賃金基準を全て満たす場合に5点、基準の90%以上の場合に4点、基準の80%以上の場合に3点を加点する。

（1）清掃業務

小平市加点 基準	建築保全業務労務単価を基準とする。 基準 12,000 円 ÷ 8 時間 = 1,500 円
-------------	---

（2）設備・機器等の運転及び保守点検業務

小平市加点 基準	建築保全業務労務単価を基準とする。 （経験年数により 3 段階とする） 経験年数 10 年以上 基準 20,200 円 ÷ 8 時間 = 2,525 円 経験年数 5 年以上 基準 19,400 円 ÷ 8 時間 = 2,425 円 経験年数 5 年未満 基準 16,800 円 ÷ 8 時間 = 2,100 円
-------------	--

（3）警備業務（5時から22時）

小平市加点 基準	建築保全業務労務単価を基準とする。 （経験年数により 3 段階とする） 経験年数 6 年以上 基準 16,700 円 ÷ 8 時間 = 2,087 円 経験年数 3 年以上 基準 14,300 円 ÷ 8 時間 = 1,787 円 経験年数 3 年未満 基準 12,600 円 ÷ 8 時間 = 1,575 円
-------------	---

（5）警備業務（22時から5時）

小平市加点 基準	労働基準法に基づき、深夜割増賃金（1.25 倍）とする。 経験年数 6 年以上 2,087 円 × 1.25 = 2,608 円 経験年数 3 年以上 1,787 円 × 1.25 = 2,233 円 経験年数 3 年未満 1,575 円 × 1.25 = 1,968 円
-------------	---

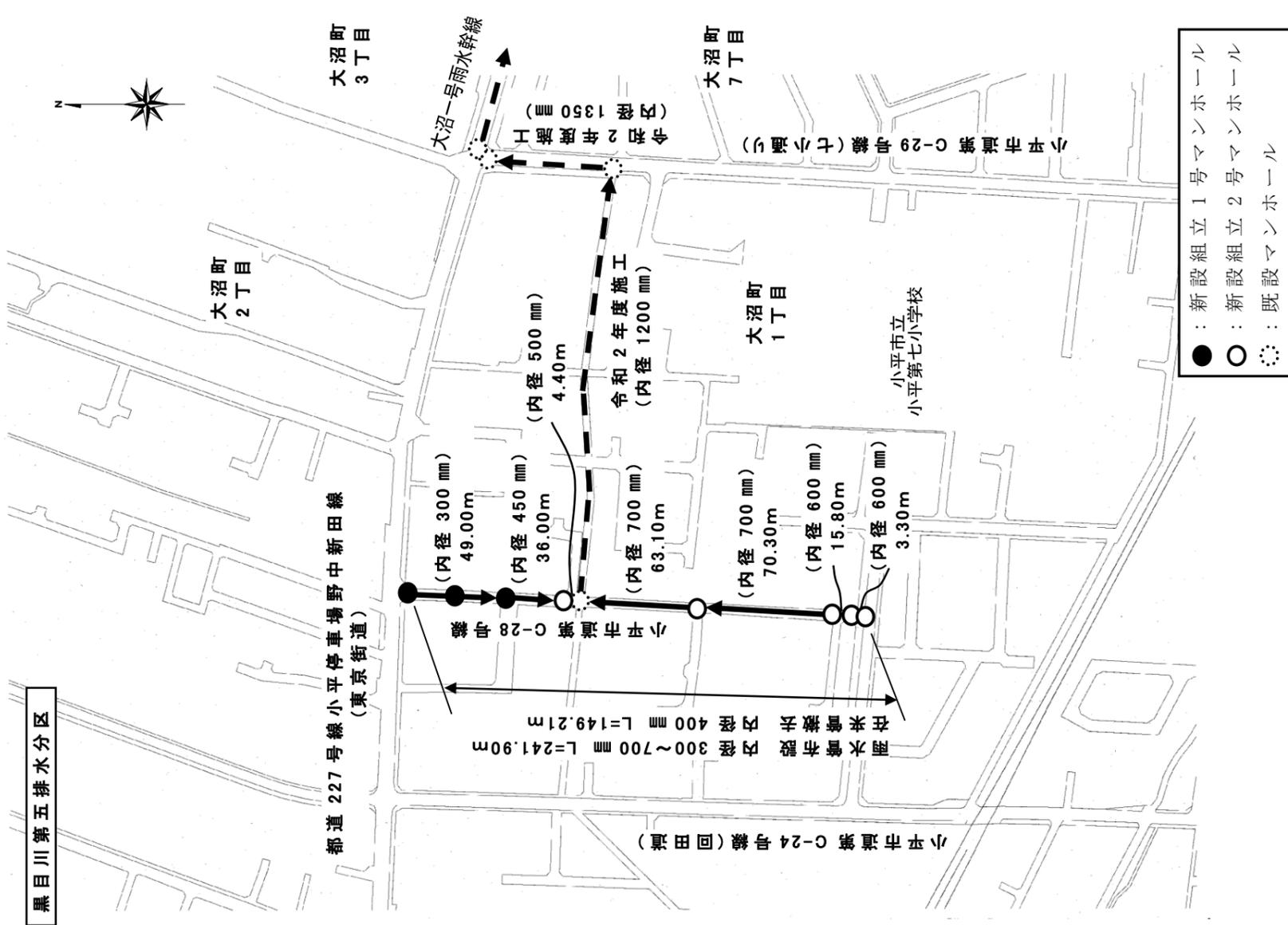
入札者の入札価格及び評価の状況

—	入札価格(円) (税抜き)	価格点	技術点	評価値
富士建物管理株式会社 小平支店	74,000,000	34.79	39.00	73.79
光管財株式会社 立川支店	74,035,980	34.72	33.00	67.72
株式会社日本環境ビル テック 多摩支店	辞退	—	—	—
株式会社サンライズ	辞退	—	—	—
株式会社和心 西東京本社	辞退	—	—	—
株式会社アイビーメン テナンス 多摩支店	辞退	—	—	—
株式会社モスコム 西東京支店	辞退	—	—	—
株式会社ジンダイ 西東京支店	辞退	—	—	—
ビソー工業株式会社 府中支店	辞退	—	—	—

評価項目の合計獲得点の内訳

—	富士建物管理株式会社 小平支店	光管財株式会社 立川支店
実績	5	5
適正な履行の確保	20	20
品質	5	5
地域密着度	2	0
格差是正への取り組み	0	0
環境配慮	1	1
社会貢献	5	2
地域貢献	1	0
合計	39	33

工事概要 図



《 工事件名 》

大沼町 1丁目 2～7 番先雨水管渠築造工事

《 事業概要 》

本事業は、黒目川第五排水分区の雨水排除を目的として、小平市道第 C-28 号線に公共雨水管を布設し、既設マンホールに接続する事業です。

本事業区域の雨水は、既設公共雨水管に流入後、東京街道に布設されている大沼一号雨水幹線から新小金井街道に布設されている荒川右岸東京流域下水道の黒目川雨水幹線を経て、東久留米市内を流れる黒目川へ排水されます。

《 工事概要 》

工事場所	小平市大沼町 1丁目 2～7 番先	内径 700mm	L = 133.40m
工事期間	令和 3 年 5 月～令和 3 年 12 月 (135 日間)	内径 600mm	L = 19.10m
工事内容	工法及び管きよ 開削工法	内径 500mm	L = 4.40m
		内径 450mm	L = 36.00m
		内径 300mm	L = 49.00m
		合計延長	L = 241.90m
組立マンホール	1号(内径 900mm) 3基		
	2号(内径 1,200mm) 5基		
在来管撤去	開削工法	内径 400 mm	L = 149.21m

《 工事内容 》

本工事は、大沼町1丁目の小平市道第C-28号線に、開削工法により内径300から700mmの雨水管を241.90m、組立1号マンホールを3基及び組立2号マンホールを5基設置する工事です。

また、公共雨水管の新設に伴い、小平市道第C-28号線に布設されている在来管(内径400mm、延長149.21m)を開削工法により撤去します。

作業は全区間において昼間施工とし、車両通行止めで施工します。なお、本工事路線は近隣小学校の通学路に指定されていることから、交通整理員を十分に配置し、安全管理に努めてまいります。

大沼町1丁目2～7番先雨水管渠築造工事落札者決定基準

評価項目		評価基準	基準	
企業の技術力	企業の施工能力	工事成績 (小平市が過去3年以内で発注した類似工事(※1)のうち、契約金額が本案件の予定価格に対して10分の1以上である契約の工事成績最高点)	90点以上	7
			80点以上90点未満	6
			75点以上80点未満	5
			70点以上75点未満	4
			70点未満又は実績なし	0
	優良表彰(国・都道府県に限る) (過去3年以内に、受注した類似工事(※1)において、優良表彰を受けた工事のうち、契約金額が本案件の予定価格に対して2分の1以上である契約があること。)	あり	3	
		なし	0	
		工事実績 (過去3年間、市内業者は7年間)	同種(※2)かつ同規模以上の工事実績あり	5
	配置予定技術者	保有資格	1級技術者	5
			2級技術者	3
			その他の技術者	0
		工事成績 (市外業者は過去3年間、市内業者は過去7年間において、官公庁の同種工事(※2)における主任(監理)技術者として、予定価格に対して1/2以上である契約の工事成績)	90点以上	10
			80点以上90点未満	8
			75点以上80点未満	6
			70点以上75点未満	4
60点以上70点未満			2	
60点未満又は実績なし			0	
企業の技術力最高点(A)			30	
企業の信頼性・社会性	地域密着度	市内の本店の有無	あり	1
			なし	0
		a又はb a 市民雇用率	当該工事において労働者の20%以上が市民	1
			その他	0
			b 社員の新規雇用	市民又は市内大学等に通う学生の雇用
	なし	0		
	格差是正への取り組み	労務単価	2省協定労務単価以上	5
			2省協定労務単価の90%以上	4
			2省協定労務単価の80%以上	3
			2省協定労務単価の80%未満	0
	環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> IS014001の取得 エコアクション21等への登録 事業所に自家消費用の太陽光発電設備を設置 	2つ以上該当	2
			1つ該当	1
			該当なし	0
	8	障がい者雇用の取り組み (3年以上の雇用) ※法の適用利率による	重度身体障害者2名以上(肢体・体幹不自由は1名以上)又は知的障害者若しくは精神障害者1名以上の雇用 (法適用:2.5%以上かつ重度身体障害者2名以上(肢体・体幹不自由1名以上)又は知的障害者若しくは精神障害者1名以上)	2
重度身体障害者1名 (法適用:2.5%以上かつ重度身体障害者1名)			1	
雇用なし			0	

社会 貢献	障害者就労施設等からの調達の実績	あり	1
		なし	0
	・男女共同参画の推進 (育児・介護休業制度等の実績の有無) ・母子家庭等の継続雇用の実績	2つ以上の施策の取得実績あり	2
		1つの施策の取得実績あり	1
		なし	0
	女性活躍推進法に基づく認定取得等（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は、国家資格保有女性技術者の雇用）の有無	あり	1
		なし	0
	高齢者雇用の有無 (3年以上の雇用)	5人以上の雇用	2
		2人以上雇用	1
		なし	0
地域 貢献	・本市との災害時の応援等に係る協定等の有無 ・災害協定に基づく災害活動等の実績の有無 (総合防災訓練の参加を含む) ・被災者雇用の有無 (東日本大震災以降で災害救助法の適用を受けた災害の被災者の雇用)	1つ以上該当	1
		該当なし	0
	・小平市内におけるボランティア活動の実績 (3年以上継続的に行っていること) ・地域社会への貢献活動	1つ以上該当	1
		該当なし	0
	緊急対応工事の実施実績(過去3年以内)	あり	1
		なし	0
企業の信頼性・社会性最高点 (B)			20
合計最高点 (A + B)			50

※1 類似工事は、下水道施設工事をいう。

※2 同種工事は、開削工法による管渠築造工事をいう。

(2) 評価方法

価格点と技術点を合計した評価値が、最も高い者を落札者とします。

評価値 = 価格点 + 技術(品質)点

◎価格点の算出方法

$$50 \text{ 点} \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{失格基準}} + \frac{\text{失格基準}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

◎技術(品質)点の算出方法

$$50 \text{ 点} \times \frac{\text{評価項目の合計獲得点}}{\text{評価項目の最高獲得可能点(満点)}}$$

※ 価格点及び技術点は小数点以下第3位を四捨五入し、小数第2位までの値とする。

入札者の入札価格及び評価の状況

—	入札価格(円) (税抜き)	価格点	技術点	評価値
株式会社大東建興	48,700,000	17.10	16	33.10
株式会社清水建設工業	辞退	—	—	—
村田建設株式会社	辞退	—	—	—
有限会社栄組	辞退	—	—	—

評価項目の合計獲得点の内訳

—	株式会社 大東建興	株式会社 清水建設工業	村田建設 株式会社	有限会社 栄組
企業の施工能力	8	—	—	—
配置予定技術者	3	—	—	—
地域密着度	1	—	—	—
格差是正への取り組み	0	—	—	—
環境配慮	2	—	—	—
社会貢献	0	—	—	—
地域貢献	2	—	—	—
合計	16	—	—	—

大沼町4丁目28番先雨水管渠築造工事落札者決定基準

評価項目		評価基準	基準	
企業の技術力	企業の施工能力	工事成績 (小平市が過去3年以内で発注した類似工事(※1)のうち、契約金額が本案件の予定価格に対して10分の1以上である契約の工事成績最高点)	90点以上	7
			80点以上90点未満	6
			75点以上80点未満	5
			70点以上75点未満	4
			70点未満又は実績なし	0
	優良表彰(国・都道府県に限る) (過去3年以内に、受注した類似工事(※1)において、優良表彰を受けた工事のうち、契約金額が本案件の予定価格に対して2分の1以上である契約があること。)	あり	3	
		なし	0	
		工事実績 (過去3年間、市内業者は7年間)	同種(※2)かつ同規模以上の工事実績あり	5
	配置予定技術者	保有資格	1級技術者	5
			2級技術者	3
			その他の技術者	0
		工事成績 (市外業者は過去3年間、市内業者は過去7年間において、官公庁の同種工事(※2)における主任(監理)技術者として、予定価格に対して1/2以上である契約の工事成績)	90点以上	10
80点以上90点未満			8	
75点以上80点未満			6	
70点以上75点未満			4	
60点以上70点未満			2	
60点未満又は実績なし			0	
企業の技術力最高点(A)			30	
企業の信頼性・社会性	地域密着度	市内の本店の有無	あり	1
			なし	0
		a 市民雇用率 a又はb	当該工事において労働者の20%以上が市民	1
			その他	0
	b 社員の新規雇用	市民又は市内大学等に通う学生の雇用	1	
		なし	0	
	格差是正への取り組み	労務単価	2省協定労務単価以上	5
			2省協定労務単価の90%以上	4
			2省協定労務単価の80%以上	3
			2省協定労務単価の80%未満	0
	環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> IS014001の取得 エコアクション21等への登録 事業所に自家消費用の太陽光発電設備を設置 	2つ以上該当	2
			1つ該当	1
該当なし			0	
12	障がい者雇用の取り組み (3年以上の雇用) ※法の適用利率による	重度身体障害者2名以上(肢体・体幹不自由は1名以上)又は知的障害者若しくは精神障害者1名以上の雇用 (法適用:2.5%以上かつ重度身体障害者2名以上(肢体・体幹不自由1名以上)又は知的障害者若しくは精神障害者1名以上)	2	
		重度身体障害者1名 (法適用:2.5%以上かつ重度身体障害者1名)	1	
		雇用なし	0	

社会 貢献	障害者就労施設等からの調達の実績	あり	1
		なし	0
	・男女共同参画の推進 (育児・介護休業制度等の実績の有無) ・母子家庭等の継続雇用の実績	2つ以上の施策の取得実績あり	2
		1つの施策の取得実績あり	1
		なし	0
	女性活躍推進法に基づく認定取得等（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は、国家資格保有女性技術者の雇用）の有無	あり	1
		なし	0
	高齢者雇用の有無 (3年以上の雇用)	5人以上の雇用	2
		2人以上雇用	1
		なし	0
地域 貢献	・本市との災害時の応援等に係る協定等の有無 ・災害協定に基づく災害活動等の実績の有無 (総合防災訓練の参加を含む) ・被災者雇用の有無 (東日本大震災以降で災害救助法の適用を受けた災害の被災者の雇用)	1つ以上該当	1
		該当なし	0
	・小平市内におけるボランティア活動の実績 (3年以上継続的に行っていること) ・地域社会への貢献活動	1つ以上該当	1
		該当なし	0
	緊急対応工事の実施実績(過去3年以内)	あり	1
		なし	0
企業の信頼性・社会性最高点 (B)			20
合計最高点 (A + B)			50

※1 類似工事は、下水道施設工事をいう。

※2 同種工事は、刃口推進工法による管渠築造工事をいう。

(2) 評価方法

価格点と技術点を合計した評価値が、最も高い者を落札者とします。

評価値 = 価格点 + 技術(品質)点

◎価格点の算出方法

$$50 \text{ 点} \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{失格基準}} + \frac{\text{失格基準}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

◎技術(品質)点の算出方法

$$50 \text{ 点} \times \frac{\text{評価項目の合計獲得点}}{\text{評価項目の最高獲得可能点(満点)}}$$

※ 価格点及び技術点は小数点以下第3位を四捨五入し、小数第2位までの値とする。

入札者の入札価格及び評価の状況

—	入札価格(円) (税抜き)	価格点	技術点	評価値
株式会社井上建設工業	60,000,000	17.28	26.00	43.28
村田建設株式会社	59,200,000	18.56	22.00	40.56
奥山建設株式会社	56,800,000	22.43	10.00	32.43
株式会社山口建興	辞退	-	-	-

評価項目の合計獲得点の内訳

—	株式会社 井上建設工業	村田建設 株式会社	奥山建設 株式会社	株式会社 山口建興
企業の施工能力	9	9	3	—
配置予定技術者	9	7	5	—
地域密着度	1	2	0	—
格差是正への取り組み	0	0	0	—
環境配慮	1	0	0	—
社会貢献	3	2	2	—
地域貢献	3	2	0	—
合計	26	22	10	—

小平市立小平第八小学校大規模改修工事（Ⅱ期工事）

工事概要書

1 事業概要

第八小学校は平成30年度に公共施設マネジメント推進計画における「更新等の適否の判断」を行い、当面の間、建替えを行わないこととした。その結果を受け、必要な施設の維持・保全の観点からⅠ期からⅢ期に分け工事を順次実施する。

全体工事計画

項目	年度	R2年度	R3年度	R4年度
Ⅰ期工事 北校舎外部改修		→		
Ⅱ期工事 南校舎外部改修			→	
Ⅲ期工事 内部改修（設備共）				→

2 工事内容

1 外壁改修工事

外壁面の浮き、ひび割れ等の補修及び外壁の塗り替えを行う。

- (1) 施工範囲 : 南校舎及び渡り廊下
- (2) 塗装面積 : 約 2000 m²
- (3) 塗装仕様 : 防水型複層塗材 E+フッ素系上塗

2 防水改修

防水の膨れ、破損の補修及び防水材の塗り替えを行う。

- (1) 施工範囲 : 南校舎及び渡り廊下並びに給食棟の屋上
- (2) 防水面積 : 約 1400 m²
- (3) 防水仕様 : シート防水（南校舎、給食棟）、ウレタン塗膜防水（渡り廊下）

3 建具改修

増築校舎賃貸借に伴う南校舎の外部建具の一部を改修する。

3 工事中の安全対策及び近隣への配慮

- (1) 児童の登下校及び近隣住民へ配慮し、作業日、作業時間を規制
 - ① 原則土日祝日については休工とし、平日施工とする。
 - ② 作業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (2) 工事エリアを高さ3mの仮囲いで区画し、外部足場の最下段部に1.8mのフェンスを設置する。
- (3) 工事車両出入口に交通誘導員を配置する。
- (4) 低騒音・低振動型の建設機械を使用し、近隣及び授業への影響に配慮。

4 環境配慮物品の採用

低VOC塗料の使用

5 工事スケジュール(案)

項目 \ 月	7月	8月	9月	10月	11月
仮設工事	→				
建具工事	→	→	→		
外壁、防水工事		→	→	→	→
各種検査等					→

6 工期 契約締結日の翌日から令和3年11月17日まで

小平市立小平第八小学校大規模改修工事(Ⅱ期工事)落札者決定基準

評価項目		評価基準	基準	
企業の技術力	企業の施工能力	工事成績 (小平市が過去3年以内で発注した同種工事(※1)のうち、契約金額が本案件の予定価格に対して10分の1以上である契約の工事成績最高点)	90点以上	7
			80点以上90点未満	6
			75点以上80点未満	5
			70点以上75点未満	4
			70点未満又は実績なし	0
	優良表彰(国・都道府県に限る) (過去3年以内に、受注した同種工事(※1)において、優良表彰を受けた工事のうち、契約金額が本案件の予定価格に対して2分の1以上である契約があること。)	あり	3	
		なし	0	
		工事实績 (過去3年間、市内業者は7年間)	同種(※1)かつ同規模以上の工事实績あり	5
	配置予定技術者	保有資格	1級技術者	5
			2級技術者	3
			その他の技術者	0
		工事成績 (市外業者は過去3年間、市内業者は過去7年間において、官公庁の同種工事(※1)における主任(監理)技術者として、予定価格に対して1/2以上である契約の工事成績)	90点以上	10
			80点以上90点未満	8
			75点以上80点未満	6
			70点以上75点未満	4
60点以上70点未満			2	
60点未満又は実績なし			0	
企業の技術力最高点(A)			30	
企業の信頼性・社会性	地域密着度	市内の本店の有無	あり	1
			なし	0
		a又はb a 市民雇用率	当該工事において労働者の20%以上が市民	1
			その他	0
			b 社員の新規雇用	市民又は市内大学等に通う学生の雇用
	なし	0		
	格取差是正への取り組み	労務単価	2省協定労務単価以上	5
			2省協定労務単価の90%以上	4
			2省協定労務単価の80%以上	3
			2省協定労務単価の80%未満	0
	環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> IS014001の取得 エコアクション21等への登録 事業所に自家消費用の太陽光発電設備を設置 	2つ以上該当	2
			1つ該当	1
			該当なし	0
	17	障がい者雇用の取り組み (3年以上の雇用) ※法の適用利率による	重度身体障害者2名以上(肢体・体幹不自由は1名以上)又は知的障害者若しくは精神障害者1名以上の雇用 (法適用:2.5%以上かつ重度身体障害者2名以上(肢体・体幹不自由1名以上)又は知的障害者若しくは精神障害者1名以上)	2
重度身体障害者1名 (法適用:2.5%以上かつ重度身体障害者1名)			1	
雇用なし			0	

社会貢献	障害者就労施設等からの調達の実績	あり	1
		なし	0
	・男女共同参画の推進 (育児・介護休業制度等の実績の有無) ・母子家庭等の継続雇用の実績	2つ以上の施策の取得実績あり	2
		1つの施策の取得実績あり	1
		なし	0
	女性活躍推進法に基づく認定取得等（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は、国家資格保有女性技術者の雇用）の有無	あり	1
		なし	0
	高齢者雇用の有無 (3年以上の雇用)	5人以上の雇用	2
		2人以上雇用	1
なし		0	
地域貢献	・本市との災害時の応援等に係る協定等の有無 ・災害協定に基づく災害活動等の実績の有無 (総合防災訓練の参加を含む) ・被災者雇用の有無 (東日本大震災以降で災害救助法の適用を受けた災害の被災者の雇用)	1つ以上該当	1
		該当なし	0
	・小平市内におけるボランティア活動の実績 (3年以上継続的に行っていること) ・地域社会への貢献活動	1つ以上該当	1
		該当なし	0
	緊急対応工事の実施実績(過去3年以内)	あり	1
		なし	0
企業の信頼性・社会性最高点 (B)			20
合計最高点 (A + B)			50

※1 同種工事は、小・中学校における改修工事等をいう。

(2) 評価方法

価格点と技術点を合計した評価値が、最も高い者を落札者とします。

$$\boxed{\text{評価値} = \text{価格点} + \text{技術(品質)点}}$$

◎価格点の算出方法

$$50 \text{点} \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{失格基準}} + \frac{\text{失格基準}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

◎技術(品質)点の算出方法

$$50 \text{点} \times \frac{\text{評価項目の合計獲得点}}{\text{評価項目の最高獲得可能点(満点)}}$$

※ 価格点及び技術点は小数点以下第3位を四捨五入し、小数第2位までの値とする。

入札者の入札価格及び評価の状況

—	入札価格(円) (税抜き)	価格点	技術点	評価値
村田建設株式会社	74,000,000	32.38	31.00	63.38
石川建設株式会社	72,300,000	34.56	17.00	51.56
株式会社多摩商工	85,900,000	17.70	12.00	29.70
株式会社イズミ・コン ストラクション 多摩 営業所	辞退	-	-	-
株式会社山口建興	辞退	-	-	-

評価項目の合計獲得点の内訳

—	村田建設 株式会社	石川建設 株式会社	株式会社 多摩商工
企業の施工能力	12	8	3
配置予定技術者	13	5	9
地域密着度	2	2	0
格差是正への取り組み	0	0	0
環境配慮	0	0	0
社会貢献	2	0	0
地域貢献	2	2	0
合計	31	17	12

2 賃貸借・工事・業務委託契約案件

(1) 小平市立小平第八小学校増築校舎賃貸借

① 契約内容

普通教室が不足することが見込まれることから、当校敷地内に増築校舎を設置する。

② 契約期間

令和5年3月1日から令和15年3月31日まで

③ 契約方法

条件付き一般競争入札

(2) 小平市立花小金井武道館解体工事

① 契約内容

花小金井武道館の建築物等の解体及び撤去処分を行い、敷地内を整地する。

② 工期

令和3年7月14日から令和4年2月14日まで

③ 契約方法

12者の希望確認型指名競争入札

(3) 小川駅西口地下自転車駐車場施工計画検討等業務委託

① 契約内容

地下自転車駐車場整備のための実施設計及び事業認可取得に必要な資料を作成する。

② 契約期間

令和3年4月30日から令和4年3月22日まで

③ 契約方法

7者の指名競争入札

(4) 用水路環境整備業務委託

① 契約内容

用水路の用水路敷地の草刈り、スクリーン清掃を実施する。

② 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

③ 契約方法

6者の指名競争入札

(5) 小平市立小平第十三小学校給食調理業務委託

① 契約内容

小平市立小平第十三小学校において、児童等の給食調理を行う。

② 契約期間

令和3年4月1日から令和6年7月31日まで

③ 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

各委員からの質問事項への回答

各委員からの質問事項への回答について

1	小平市庁舎総合管理業務委託	・・・ 1
2	大沼町1丁目2～7番先雨水管渠築造工事	・・・ 4
3	大沼町4丁目28番先雨水管渠築造工事	・・・ 6
4	小平市立小平第八小学校大規模改修工事（Ⅱ期工事）	・・・ 8
5	小平市立小平第八小学校増築校舎賃貸借	・・・ 10
6	小平市立花小金井武道館解体工事	・・・ 12
7	小川駅西口地下自転車駐車場施工計画検討等業務委託	・・・ 13
8	用水路環境整備業務委託	・・・ 14
9	小平市立小平第十三小学校給食調理業務委託	・・・ 15

小口委員長抽出案件

- 1 小平市立花小金井武道館解体工事
- 2 小川駅西口地下自転車駐車場施工計画検討等業務委託

池畑副委員長抽出案件

- 1 小平市立小平第八小学校増築校舎賃貸借
- 2 用水路環境整備業務委託

木内委員抽出案件

- 1 小平市立小平第八小学校増築校舎賃貸借
- 2 小平市立小平第十三小学校給食調理業務委託

令和3年度第2回小平市入札等監視委員会抽出案件に係る事前質問について

1 小平市庁舎総合管理業務委託について

(1) 本契約は、多摩地域の9者が競争に参加した案件である。しかるに、この競争入札のうち7者が辞退し、そのうえ落札したのは小平市から唯一競争に参加した1者であった。これでは誤解を招く入札といわざるを得ない。せめて再入札を行うとか、辞退をなくす努力等が必要ではないか。(小口委員長)

(回答)

総合評価方式の入札は、はじめに公告にて参加事業者を募ります。その後、参加要件を満たした事業者のみが、技術提案資料の提出をし、最終的に応札をするという流れになります。

そのため、参加要件を満たし参加可能となった事業者のみが仕様書等を確認することができるため、本委託に限らず、この時点で業務の詳細が明らかになり辞退する事業者も散見されます。

本案件の場合、参加事業者は9者でしたが、その後の技術提案資料の提出は結果としては2者でした。しかし、参加の時点では、9者いたことから一定の競争が働いたものと認識しております。

ただし、ご指摘のとおり懸念もございますので、今後案件ごとに地域要件の設定等も含めて、競争環境が高まるよう努めてまいります。

(2) この地域の水道の取水場所どこか。また、庁舎の飲料水の水質検査は本契約に入っているのか。(小口委員長)

(回答)

東京都水道局のホームページでは、小平地域は、東村山浄水場を水源とした系列となっています。

庁舎の飲料水の水質検査については、本契約に含めております。

(3) 濾過装置で濾過した水の活用方法はどのように行っているのか。
(小口委員長)

(回答)

濾過した雨水については、洗車や植栽への水やりとして活用しております。

(4) 庁舎の防災機能は、どんな装置が取り付けられ、日ごろの点検はどのように行っているのか。また、今回の契約にこれらの費用は計上されているのか。
(小口委員長)

(回答)

本委託に係る消防設備としては、スプリンクラー設備、泡消火設備、ハロゲン化物消火設備、屋内消火栓・連結送水管設備、自動火災報知設備、防排煙設備、誘導灯設備、蓄電池設備、垂直式救助袋、消火器、自家発電設備となり、費用に計上しております。

点検については、法令等に基づく点検を行っております。また、見回りの中で異常が確認された場合は、その都度対応しております。

(5) 落札業者は社会貢献・地域貢献度が高く評価されていますが、3年以上継続的に行っている※5の具体的な内容がわかれば教えてください。小平市で特に気を付けているボランティア活動はありますか。あればその実績について教えてください。(池畑副委員長)

(回答)

具体的な内容ですが、落札業者は平成24年から喫煙マナーアップキャンペーン(小平市主催)に参加し、歩きタバコやタバコのポイ捨てをしないよう禁煙マナーの啓発や駅周辺の清掃活動を行っております。

特に気を付けているボランティア活動はありません。

(6) 契約金額が年額8140万円となっていますが、長期継続契約なので今回のようなコロナ禍対応として、消毒費等の費用は計上してありますか。

委託業務の内容でコロナ禍対応として、特に消毒を念入りに行うことは業務内容に入っていますか。(池畑副委員長)

(回答)

新型コロナウイルス感染症対策に関して、日常の清掃業務として、階段の手すりやエレベーターボタン等の共用部分の消毒などは委託内容に含めております。

なお、職場の事務室については、職員に雑巾、ハイター、バケツ等を手配し、自前で対応しております。

(7) 辞退業者が7者もありその理由が「技術評価資料提出がないため」とありますが、他の委託等でその辞退者は入札に応じたことはありますか。

(池畑副委員長)

(回答)

技術評価資料を提出せずに辞退を行った事業者は、同時期に行われた他の施設管理業務委託の入札において応札を行っております。

(8) 本契約の期間は3年であるが、その前の3年間、庁舎の管理業務を受託していたのは別業者か。それともずっと同じ業者が受託しているのか。

これまで小平市外の業者に管理業務を委託していたことはあるか。

(木内委員)

(回答)

本契約の前の3年間の契約についても同じ事業者が総合評価方式により落札し受託しております。

これまで契約相手方ですが、庁舎建設当時から同じ事業者が競争入札の結果、落札し受託しております。

2 大沼町1丁目2～7番先雨水管渠築造工事

(1) 本案件は、4者が入札に参加し、そのうち3者が辞退している。これでは特命随意契約と結果的には同じではないか。先にも述べたが、辞退者が多くなった場合、改善策の検討が必要な時期に来ている。(小口委員長)

(回答)

総合評価方式の入札は、はじめに公告にて参加事業者を募ります。その後、参加要件を満たした事業者のみが、技術提案資料の提出をし、最終的に応札をするという流れになります。

そのため、参加要件を満たし参加可能となった事業者のみが図面や仕様書等を確認することができるため、本工事に限らず、この時点で工事の詳細が明らかになり辞退する事業者も散見されます。

本案件の場合、参加事業者は4者でしたが、その後の技術提案資料の提出は結果としては1者でした。しかし、参加の時点では、4者いたことから一定の競争が働いたものと認識しております。

ただし、ご指摘のとおり懸念もございますので、今後案件ごとに地域要件の設定等も含めて、競争環境が高まるよう努めてまいります。

なお、本工事については特殊な工事となっているわけではございません。

(2) 入札業者が落札業者1者のみで3者が辞退しております。辞退理由不明の業者は、次回応募に際し注意喚起するようなことはありますか。

(池畑副委員長)

(回答)

辞退理由不明の事業者に対して、個別に注意喚起することは行っておりませんが、入札を実施する際に辞退理由を付してもらうよう文書を添付し注意喚起をしております。

(3) 工事に使用するマンホールにも種類・柄があると思いますが何種類くらいありますか。わかる範囲で教えてください。また交換するのであればそのサイクルも教えてください。(池畑副委員長)

(回答)

小平市の工事で使用するマンホール蓋は、表面図柄の分類として、合流用、汚水用、雨水用、在来管用の4種類があります。

本工事は、雨水管渠築造工事となりますので、雨水用の蓋を使用しております。

交換サイクルについては、ストックマネジメント実施方針に基づき、30年に1度実施する調査において、交換が必要と判断されたものを交換するほか、不具合発生時や、道路工事等に合わせた旧式の蓋の交換など、必要に応じて随時交換しております。

(4) 予定価格に近い落札率ですが、偶然ですか。(池畑副委員長)

(回答)

本案件は、総合評価方式により実施したため、予定価格は事前公表となっておりますので予定価格に近い落札率となっております。

99.96%という結果は、市の積算が正しく行われていると判断しております。

(5) 黒目川第5排水分区の雨水排除を目的とする公共雨水管布設工事は全体の何パーセントくらい完了したのか。(木内委員)

(回答)

令和3年度末で、黒目川第5排水分区の全体計画面積101.90haのうち、約52%が完了する見込みです。

(6) 予定価格は入札前に入札参加者に伝えているのか。伝えているとすればどの段階で伝えるのか。(木内委員)

(回答)

総合評価方式の案件については、予定価格を入札前に公表しております。公表の時期ですが、入札の公告の時点で公表しております。

3 大沼町4丁目28番先雨水管渠築造工事

(1) 雨水管渠築造工事は、すでに何か所も行われている。しかし、技術点は今日でも相当の差がついている。小平市の入札に何回も参加している業者は、すでに加点方法を研究していると思われるが、改善されない理由はどこにあると考えるのか。(小口委員長)

(回答)

本工事での技術点の差については、落札業者と2番手事業者の点差は4点であり、企業努力などにより加点項目を研究して入札されていると認識しております。一方で、落札業者と3番手の事業者との差については16点の差がついております。

差がついている原因として、3番手の事業者は市外事業者であったこともあり、小平市の案件を優先的に研究しての入札ではなかったことも考えられます。そのため、入札価格を下げることによって価格点をとることを狙ったものであると考えられます。

なお、評価項目については、社会状況の変化や、過去の入札結果等を分析することで、適切な項目となるよう検討してまいります。

(2) 企業の技術力の中に優良表彰があるが加点されている企業はありますか。今回3者とも0点なのでお尋ねします。(池畑副委員長)

(回答)

優良表彰で加点されている企業は過去5年間においてありません。

優良表彰の評価項目については、市外事業者においても加点できる項目として令和2年4月1日から標準的な評価項目に追加したものです。それまでは、JV案件などの場合に限定して導入していたこともあり、加点されている事例が過去5年間はなかったものです。

(3) この区間の工事はどのようなサイクルで工事をされますか。(池畑副委員長)

(回答)

本工事区域周辺では、平成10年度および令和2年度に、本工事路線の下流側に雨水管を布設いたしました。

また、平成27年度および令和3年度に、本工事路線である大沼通りの北側から接続する雨水管を布設いたしました。

(4) 開削工法と刃口推進工法の両方が用いられているが、後者はどのような場合に用いられるのか。後者の後方には特殊な技術、ノウハウがあるのか。
(木内委員)

(回答)

推進工法を採用した区間については、新設する雨水管に対し、全線にわたり水道管（φ150）が平行に埋設されており、開削工法で施工する場合、支障とならないよう切り回しが必要となり、切り回しに必要な期間と費用が発生するため、切り回しが不要となる推進工法を採用しました。

一般的には、本工事のように他企業埋設物が支障となる場合や、新設管の埋設深さが4m以上となるなど、開削工法による経済的な優位性が失われるような場合、また、道路幅員などの関係から開削工法による施工が困難な場合などには推進工法が採用されます。

刃口推進工法は、推進工法の中で最も基本的な工法となりますが、地中を掘削し管渠を築造する工法であることから、管渠の直線性や曲線部の施工精度の確保についてノウハウや技術が必要となります。

(5) 落札した事業者と3位の事業者の入札価格は、3位の事業者の方が320万円も安い。価格点の配点が技術点に比べ低すぎることはないか。(木内委員)

(回答)

本案件については、3位の事業者が320万円の差により価格点5点を多く獲得しておりますので、一定の加点がされたものと認識しております。

価格点と技術点の比重については、現在のところ、総合評価方式での落札率が他の入札方式による落札率に比べて低くなっている状況から、適切な価格点が設定されているものと捉えております。

ご指摘のとおり、総合評価方式の目的である品質の確保と価格面での評価について、どのように設定していくかについては今後も検証してまいります。

4 小平市立小平第八小学校大規模改修工事（Ⅱ期工事）

(1) 外壁の浮き、雨水の浸水、建物のクラックなどの箇所が見受けられる本物件は、工事発注前に耐震診断などは行われているのか。（小口委員長）

(回答)

小平第八小学校について、校舎は、1995年（平成7年）に耐震診断を行い、1999年（平成11年）に耐震補強工事を行っています。体育館は、2005年（平成17年）に耐震診断を行い、2009年（平成21年）に耐震補強工事を行っています。また、2017年度（平成29年度）に外壁打診調査を行っています。

(2) 本改修工事は、前払金、中間前払金は適応しないとなっているが、資機材の購入など相当の費用が必要と思われる本工事を前払金等なしでよいのか。（小口委員長）

(回答)

本工事は前払金、中間前払金、部分払（2回以内）をすることができる契約となっております。

(3) 落札率の記述は86.14%がappearing to be correct but the summary table shows 78.31%. Is there a difference between the exclusion of consumption tax and inclusion? (池畑副委員長)

(回答)

事前にお渡しした一覧表に記載のある落札率については誤りであり、正しくは86.14%です。今後記載については誤りがないよう注意いたします。

(4) I期工事に比べてⅡ期工事の方が補修部分で変わったことはありますか。（池畑副委員長）

(回答)

I期工事に比べてⅡ期工事の方が補修部分で変わったことは特にありません。

(5) 小平市第八小学校は新築からどのくらい経過しているのか。当面の間建替えを行わないことにしたとあるが、あと何年くらい使う予定なのか。

(木内委員)

(回答)

校舎は1964年(昭和39年)に建設しており、57年が経過しています。体育館は、1974年(昭和49年)に建設しており、47年が経過しています。

令和元年度に実施した、小平市公共施設マネジメント推進計画に基づく「更新等の適否の判断」の結果では、2017年(平成29年)に実施した建物の劣化診断調査の結果を踏まえ、当面は機能を維持し、おおむね15年程度継続して使用することとしています。

(6) 第Ⅰ期工事の落札業者は今回(第Ⅱ期工事)の落札業者と同じか。別業者が請け負うことに問題はないか。(木内委員)

(回答)

第Ⅱ期工事の受注者は、第Ⅰ期工事の受注者と異なります。第Ⅰ期工事と第Ⅱ期工事とでは、対象とする棟が異なるため、施工上問題はありません。

5 小平市立小平第八小学校増築校舎賃貸借

(1) 校舎を10年間(121回払い)毎月均等払いとなっておりますが、途中で変更する場合もありますか。(池畑副委員長)

(回答)

支払い方法について変更することは想定していません。

(2) 工事条件が記述されているが、市がこのように別途工事業者を依頼して大規模改修工事をするのはよくあることですか。(池畑副委員長)

(回答)

市では施設の状態を踏まえ、順次、学校施設の大規模改修工事を行っています。

小平第八小学校では、令和2年度から令和4年度にかけて、外壁改修工事や電気設備改修工事、給排水設備改修工事を実施する計画としており、令和4年度に建設する本件の増築校舎と、令和2年度から着手している大規模改修工事の工事期間が重複することから、仕様書の工事条件の中で、両工事間の調整等について記載しています。

(3) 国からの補助金は支給されますか。(池畑副委員長)

(回答)

本件の増築校舎は賃貸借契約としているため、所有権は契約期間内において受注者にあります。そのため、国の補助金等の対象にはなりません。

(4) 市が増築校舎を所有せずにかかる賃貸借の方式をとるのは何故か。市にはどのようなメリットがあるのか。(木内委員)

(回答)

将来の児童数がどこまで増加するのか、どの程度の教室数が必要となるのかを見極めることは非常に困難である中で、市の財政状況を踏まえ、増築校舎の教室数を必要最小限に抑えた計画とするためには、教室が不足し始める年度に極力直近したタイミングで必要教室数を判断する必要があります。従来方式による、設計と施工を分割しての建設では、着手から供用開始まで4年程度の期間を要しますが、リース方式による設計・施工一括発注とすることで、この期間を2年に短縮し、従来方式よりも供用開始直近のタイミングでより具体的に教室の不足数を捉えたうえで計画し建設を進めることができると考え、賃貸借契約としました。

(5) 第八小学校の増築校舎以外でかかる方式により校舎を賃貸借している例はあるのか。(木内委員)

(回答)

他の自治体での事例は確認しておりますが、市内では初めての事例となります。

(6) 予定価格 4 億円のところ落札価格は 2 億 8400 万円で実に 71%である。予定価格が高すぎないか。実際の増築校舎の建設費用はいくらかかる見積もりだったのか。(木内委員)

(回答)

予定価格は、複数業者による見積の最安値で設定しており、競争が働いた結果と考えます。また、今回の見積は、賃貸借に係る経費等も含めた内容となっており、増築校舎の建設費用は把握しておりません。

(7) 増築校舎賃貸借仕様書では増築校舎の所有権は、賃貸借期間(10 年)満了により契約が終了しかつ受注者が発注者より賃料総額の支払いを受けたときに受注者から発注者に移転すると記載されている。しかし、本件賃貸借契約書別記第 15 条では、発注者はこの契約が終了したときはこの物件を原状回復して受注者に返還し、他方、受注者はこの契約が終了したときは速やかにこの物件を撤去し、これに要する費用は受注者の負担とされている。この内容は仕様書と矛盾しないのか。増築校舎は賃貸借契約の満了で撤去される予定なのか。(木内委員)

(回答)

仕様書の「3 (2) 物件の譲渡」において、契約終了後は、増築棟の所有権は受注者から発注者に移転することとしており、所有権移転後は、学校の更新等のタイミングに合わせて、市が撤去する予定です。ご指摘の点については、仕様書の「1 (10) その他」に、「賃貸借契約約款第 15 条は適用しない」と記載することで対応を行っております。

6 小平市立花小金井武道館解体工事

(1) 建築物、工作物、建築設備の解体及び撤去処分を行い敷地の整地をする工事費用が、近年下がっている理由は何が考えられるのか。一般に資材の廃棄・処分は、個人宅を含めて加算していると聞いている。しかるに市の設定した最低制限価格を下回る事態が発生した理由は、具体的に調査すべきではないか。
(小口委員長)

(回答)

解体工事費用が下がっていることはありませんが、予定価格に対する入札価格に大きな差が生じている理由として、平成27年度から不調対策として、積算基準が改正され、見積を採用する単価について、複数業者の見積の最低値から、平均値に変わったため、予定価格が、平成26年以前より増加したことが考えられます。

また、本案件は最低制限価格を設けておりませんが、落札率が低かった理由として、解体工事においては、主として、仮囲いや解体重機などの仮設費、廃棄物処分費及び労務費が大半を占めており、仮設資機材や処分場を自社で持っている等のほか、競争の原理が働いたものと考えられます。

(2) 解体後の敷地の活用をどうするのか。(小口委員長)

(回答)

解体後は、敷地が都市計画公園区域の一部であることから、公園としての活用を予定しております。現在、公園所管部署において、意見募集やオープンハウスの開催など、公園整備に向け準備を進めております。

7 小平市西口地下自転車駐車場施工計画検討等業務委託

(1) 本地区は市街地再開発事業に向けた準備が進んでいる地域である。なぜ、全体計画の中で施工計画を策定せず、自転車駐車場だけ先行させた理由はなにか。(小口委員長)

(回答)

再開発ビルや駅前広場等の小川駅西口地区第一種市街地再開発事業全般に関する設計及び施工計画は、小川駅西口地区市街地再開発組合が進めており、自転車駐車場の設計及び施工計画は市で進めております。

自転車駐車場の施工計画が先行しているのではなく、小川駅西口地区第一種市街地再開発事業全般に関する施工計画に合わせ、組合と市が連携して同時に検討を進めているところでございます。

(2) 本契約は。設計ではなく施工計画の検討である。今回の再開発エリア内の構造物は、この計画と同様個別の検討を行っていくと理解してよいのか。(小口委員長)

(回答)

再開発事業で施工する構造物につきましては、小川駅西口地区市街地再開発組合が施工計画等の検討を進めております。

また、各種占用物件につきましては、各占用企業者が組合と連携を図りながら、施工計画等の検討を進めております。

8 用水路環境整備業務委託

(1) 支払方法が部分払いになっているが、支払い方法がわかれば教えてください。(池畑副委員長)

(回答)

本業務委託の仕様書において、3ヶ月毎に検査を行った後、部分払いを行う契約としております。

【検査・支払時期】

第1回 令和3年4月1日～令和3年6月30日までの業務終了後

第2回 令和3年7月1日～令和3年9月30日までの業務終了後

第3回 令和3年10月1日～令和3年12月31日までの業務終了後

第4回 令和4年1月4日～令和4年3月31日までの業務終了後

(2) 用水路等の清掃の時間帯はいつですか。
夜間に行うこともありますか。(池畑副委員長)

(回答)

仕様書において指定はしておりませんが、昼間作業を想定しております。

(3) 入札業者が市内業者ばかりですが、市内業者に限る等の条件はありますか。
(池畑副委員長)

(回答)

小平市調達の基本指針に基づき、市内事業者のみで競争環境が整う場合は、地域経済の活性化や市内事業者の育成という観点から、市内事業者のみでの選定をしています。

9 小平市立小平第十三小学校給食調理業務委託

(1) 小平市の小中学校の学校給食調理業務を受託している業者は現在何社あるのか。(木内委員)

(回答)

現在、3社に委託しています。

(2) 今回落札した業者は第十三小学校以外に給食調理を受託している学校が市内にあるか。(木内委員)

(回答)

小平第二小学校、小平第十四小学校の2校で受託をしています。

(3) 公募型プロポーザル方式において業者選定はいかなるプロセスで行われるのか。給食調理業務においてかかる選定方式がとられる理由はどこにあるのか。(木内委員)

(回答)

(1) 選定について

書類選考(第一次審査)、プレゼンテーション・ヒアリング(第二次審査)を行い、最も優れた提案を行った事業者を1者決定しています。

(2) プロポーザル方式で実施する理由

調理業務の委託化にあたっては、給食の質を維持するとともに、安全・安心で安定した給食の提供を確保していかなければなりません。そのため価格だけではなく、小学校給食調理業務の実績、衛生管理体制、従事させる職員の経験年数や社員教育のあり方、学校との交流、提供する給食の特色などの総合的な観点から業者選定を行う必要があることから、プロポーザル方式による選定を行っています。

また、「小平市立小学校給食の基本方針」(平成23年8月)において、給食の安全性や質の観点からプロポーザル方式による事業者選定を明記するとともに、当該校における保護者説明においても、その旨を説明し、理解を得ています。